

# 道路占用料の改定のお知らせ

## 令和8年4月1日から都が管理する道路の占用料を改定します。

都道の占用料は、「東京都道路占用料等徴収条例」に定められています。

このたび、令和8年第1回東京都議会定例会において条例が改正されましたので、この条例に基づき、令和8年4月1日から改定後の新単価で占用料を徴収します。

東京都では、道路から特別の利益を受けている人とそうでない人との負担の公平を図る観点から、占用料の見直しを定期的に行っています。

占用料の改定に御理解くださいますようお願いいたします。

### 占用料の改定内容（例・工事中足場などの場合）

占用面積1㎡当たりの1年間の占用料単価

所在地	特別区		市	町村
	千代田区・中央区・ 港区・新宿区・ 文京区・台東区・ 渋谷区・豊島区	左記以外の区		
改定前	57,000円	23,000円	11,500円	2,020円
<b>改定後</b>	<b>60,000円</b>	<b>24,300円</b>	<b>11,800円</b>	<b>2,020円</b>

- ◎ 改定の内容は、占用物件ごとに異なります。

詳しくは、東京都建設局のWEBサイトを御覧いただくか、許可を受ける建設事務所・支庁にお問い合わせください。